

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	収集拒否
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 28 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 22 条第 1 項、第 24 条、第 27 条、第 28 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (一般廃棄物処理計画)</p> <p>第 22 条 町長は、一般廃棄物の処理について、規則で定めるところにより、一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。</p> <p>2 略 (計画遵守義務)</p> <p>第 24 条 土地又は建物の占有者 (占有者がない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。) は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等第 22 条の規定により定められた計画に従わなければならない。</p> <p>2 占有者は、家庭系廃棄物を収納する袋等について、廃棄物が飛散し、流出し及びその悪臭が発生しないようにするとともに、家庭系廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。 (改善勧告)</p> <p>第 27 条 町長は、占有者が第 24 条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し期限を定めて、必要な改善、その他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。</p> <p>(収集拒否)</p> <p>第 28 条 町長は、占有者が前条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該家庭系廃棄物の収集を拒否することができる。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	一般廃棄物処理手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 30 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 30 条第 1 項、別表 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 12 条、第 14 条、別表第 1、 別表第 3
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (一般廃棄物処理手数料) 第 30 条 町長は、町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、廃棄物の種類に応じ、別表に掲げる一般廃棄物処理手数料を徴収する。 2 略 別表 略</p> <p>○美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 (指定ごみ袋の種類及び規格等) 第 12 条 条例別表区分の欄に規定する指定ごみ袋の種類、規格等は、別表第 1 のとおりとする。 (粗大ごみに係る一般廃棄物処理手数料) 第 14 条 条例別表手数料の欄に規定する粗大ごみの一般廃棄物処理手数料の額は、別表第 3 のとおりとする。 別表第 1 略 別表第 3 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外

備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	搬入停止命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 37 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 37 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (処理業の取消し及び停止命令等)</p> <p>第 37 条 町長は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者がこの条例若しくはこの条例に基づく処分に達成する行為をしたとき、又はこれらのものが第 33 条第 3 項第 4 号アからイまでのいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止若しくは町長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずることができる。</p> <p>2 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	一般廃棄物処理業許可等申請手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 39 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 39 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (許可申請手数料)</p> <p>第 39 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理業の許可証交付手数料 1 件につき 9,000 円</p> <p>(2) 許可証の再交付手数料 1 件につき 1,000 円</p> <p>(3) 身分証の交付手数料 1 人につき 300 円</p> <p>(4) 身分証の再交付手数料 1 人につき 300 円</p> <p>(5) 一般廃棄物収集運搬業者でその事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 1 件につき 4,500 円</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	浄化槽清掃業許可等申請手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 44 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 44 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (許可申請手数料)</p> <p>第 44 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。</p> <p>(1) 浄化槽清掃業の許可証交付手数料 1 件につき 9,000 円</p> <p>(2) 許可証の再交付手数料 1 件につき 1,000 円</p> <p>(3) 身分証の交付手数料 1 人につき 300 円</p> <p>(4) 身分証の再交付手数料 1 人につき 300 円</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日